

江戸川区成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬を負担することが困難である者に対し、江戸川区(以下「区」という)が行う助成について必要な事項を定め、もって成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、江戸川区長(以下「区長」という。)による後見等開始の審判申立て(以下「申立て」という。)により成年後見制度を利用しようとする者又は申立て時において区内に住所を有し、本人、配偶者若しくは四親等以内の親族からの申立てにより成年後見制度を利用しようとする者であって、かつ、次のいずれかに該当するもの(以下「助成対象者」という。)とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者又はこれに準ずる者
- (2) その他成年後見人等への報酬を負担することが困難であると区長が認める者

(助成対象の費用)

第3条 助成の対象となる費用は、成年後見人等の報酬の全部又は一部とする。

2 助成金の額は、家庭裁判所の報酬付与の審判(以下「審判」という。)により定められた報酬金額とし、当該決定された期間の各月の初日において、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者(継続して1か月以上の入院をしている者を含む。)については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

3 対象とする報酬の期間は、1回の申請につき、12か月分以内とする。ただし、成年後見人等が選任された初年の報酬については、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。この場合において、助成対象者の成年後見人等は、助成対象者に代わって申請を行うことができる。

- (1) 後見等報酬付与の審判書の写し
 - (2) 後見事務報告書の写し
 - (3) 報酬付与申立時の財産目録及び収支状況報告書の写し
 - (4) 後見開始等開始審判書の写し又は登記事項証明書の写し
 - (5) 助成対象者が生活保護を受給中であることを確認できる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 申請者が区に住所を有する場合は、個人情報の確認に関する同意書をもって、前項第5号に掲げる書類に変えることができる。
- 3 申請者が被保佐人又は被補助人である場合は、民法(明治29年法律第89号)第876条の4又は第876条の9の規定により助成金の申請等について保佐人又は補助人に代理権が付与されている場合を除き、前項の規定による申請に当たり、助成金の申請に関する権限を、保佐人又は補助人に委任できるものとする。
- 4 第1項の助成金の交付申請の申請は、審判が確定した日から3か月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると区長が認める場合は、この限りではない。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付又は不交付を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)又は成年後見制度利用支援事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者又は代理人に対して通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第 6 条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者又は代理人（以下「受給者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（第 4 号様式）を区長に提出するものとする。

2 受給者が被保佐人又は被補助人である場合は、民法第 876 条の 4 又は第 876 条の 9 の規定により助成金の請求等について保佐人又は補助人に代理権が付与されている場合を除き、前項の規定による請求に当たり、助成金の受領に関する権限を、保佐人又は補助人に委任できるものとする。

3 区長は第 1 項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、振込先は、成年後見人等の口座に限る。

(助成対象者の死亡時における特例)

第 7 条 第 4 条に規定する申請を行う前に助成対象者が死亡した場合又は審判が助成対象者の死亡後に行われた場合は、審判により報酬を付与されるとされた成年後見人等を助成対象者とする。

(助成金の返還)

第 8 条 区長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるとき又は助成金の目的外利用を行った者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 10 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 31 年 4 月 1 日要綱第 50 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。